

教会憲法

教会憲法前文

教会の政治形態とは、教会が政治を行う構造のことという。教会政治の目的は、教会が宣教の業を遂行するのを支援するところにある。本教会憲法は、長老教会の形態に沿って作成されている。そしてその目的は、カンバーランド長老教会において、宣教の業の遂行に向けて政治が行われることである。

カンバーランド長老教会の教会は、世界中に存在する。そのどこにおいても教会の宣教は同じである一方、教会憲法の枠組みや、訓練規定などは、幾つかの国において、その法律体系や文化伝統に鑑みて、完全に一致した適応をさせることは出来ない場合がある。米国以外の国においても、教会憲法と訓練規定の条項は、出来る限り用いるべきである。しかし、教会憲法や訓練規定は、その主たる意図として、靈的なつとめを果たすために存在するのである。教会憲法、もしくは訓練規定の文面を適応することが、教会の宣教や、信仰告白に銘記された靈的なつとめの妨げになる場合は、文字ではなく、法の精神が生かされるべきである。

聖書は、教会の政治形態について詳細に述べてはいないが、教会の有機的一体性については明確に言い表している。長老教会の形態は、聖書に合致し

た教会の有機的一体性を具現するものである。

旧約聖書において、イスラエル王国時代には、教会政治は、半ば世俗的政治との混交であったり、時には世俗的政治に翻弄されたりした。イスラエル国家の滅亡後、バビロン捕囚期には、会堂が、契約共同体の組織形態として現れてきた。この政治形態が、長老教会の政治形態の原型である。

イエスと使徒たちは、会堂で礼拝し、またそこで教えた。パウロの都市における宣教活動は、通常、会堂において開始された。イエスに従ってきた者たちがクリスチヤンという名で知られてくるにつれ、その運動は次第にユダヤ教から離れていく、その政治形態は会堂の線に沿って発展していったのである。

会堂から受け継がれた政治形態は、代表制であり、そこでは長老と呼ばれる一群の人たちが、会堂の生活に関する事柄について、人々のために働いたのである。長老と訳されている語のギリシャ語は、プレスブテロスである。長老たちの集まりがプレスブテリオン（つまりプレスピテリー 中会）である。長老教会という名は、ここからきている。

イエスに従ってきた者たちの中の最

初の指導者たちは、使徒と呼ばれたが、このことばは、復活のキリストを目撃し、キリストによって個々に任命を受けた者たちに限定して用いられているようである。使徒たちの死後、既に用いられていた長老という語が、教会の最高位の指導者たちの呼称として受け入れられるようになった。

新約聖書には、二種の長老が認められる。すなわち、みことばと聖礼典に仕える長老と、それを助ける信徒の長老である。すべての長老は教会の政治に共に当たる。新約聖書には、あまり多くはないが監督（エピスコポス）という語が用いられているけれども、これは長老と同義語のようである。

長老職に加えて、新約聖書は、信徒の中に執事と呼ばれる指導者の群れのあったことを示している。しもべを意味するディアコノスというギリシャ語からきているこの呼称は、貧困、窮乏にある人々の世話を当たるという特別な任務を負わされている者たちに与えられているものである。

教会政治において長老は、代表団としての機能を果たす。新約聖書において認められる政治の諸段階は、各個教会の政治（小会）、地域の政治（中会）、全体教会の政治（大会または総会）である。

1.00 教会

1.1 神は、アブラハムとその子孫とに立てた信仰による契約に基づいて、御子イエス・キリストにより、この世に教会を設立された。この信仰の家族、普遍的教会は、イエス・キリストを主また救い主として告白し、召しに応えて弟子となった、あらゆる国、あらゆる時代のすべての人々によって構成される。

1.2 普遍的教会は、同時に同一の場所に集まることはできないので、礼拝と学びと証しと奉仕のために集められた個々の教会として、この世に存在する。

2.00 各個教会

2.01 各個教会とは、幼児洗礼を受けた子どもを含む、信仰告白をしたキリスト者たちの会衆のことである。会衆は、神を礼拝し、神のことばを学び、共に福音の共同の証しに参加し、キリスト者として召されている良き働きに従事することを目的として、相互の契約に基づき定期的に集まる。また、それは、何らかの形の政治形態をとる。

2.10 各個教会の会員

2.11 各個教会の会員は、教会におけるすべての権利と責任を有する者であり、イエス・キリストを主または救い主として告白し、教会の契約を結び、洗礼の聖礼典を受けた者たちによって構成される。

2.12 小会は、各個教会につながる教会員の審査と教育の責任を負う。

2.13 信徒の子どもらは、契約に基づき、洗礼の聖礼典を受けて信仰の家族の一員になる資格がある。これらの子どもらは、牧会的な監督、指導を受け、また教会の配慮のもとに置かれなければならない。このことにより、

やがて彼らが罪を悔い改め、自らイエス・キリストを主または救い主と告白し、教会員としての責任のすべてを負う者となるのである。

2.14 幼児洗礼を受けただけで、イエス・キリストを主または救い主と告白していない者は、成人であっても、教会の注意深い配慮と指導のもとに置かれなければならない。それは、彼らが、やがて自ら信仰を得る者となることを願うからである。

2.15 イエス・キリストを主または救い主と告白していない未受洗者は、彼らがやがて悔い改めへと導かれ、イエス・キリストを救い主と信じる信仰に至ることが期待されているのであり、教会の牧会的配慮のもとに置かれること。

2.20 各個教会の会員に対する管轄権

2.21 教会員は、それぞれが所属する各個教会の小会の管轄のもとに置かれる。

2.22 各個教会からの転出書は、

教会員当人宛に出されるのではなく、カンバーランド長老教会、あるいは他の教団の、各個教会にあてて送付される。

2.23 各個教会の小会は、イエス・キリストを信じる信仰告白をしている他の教会の会員を、転出書によって受け入れることができる。どうしても転出書を取り寄せることができない時は、当人の信仰の再確認をもって受け入れができる。この処置は、当人の前教会に通知される。転出書の送付をしない方針をとる教会に対しても、これと同じ手続きが取られる。

2.24 カンバーランド長老教会から転出書によって転出した者でも、転出書の宛先の教会の小会からの受け入れ証明書が届くか、あるいは、どこかの教会に受け入れられたことを転出書を出した小会が確認するまでは、転出書を出した小会の管轄下に置かれる。
(転出書及び受け入れ証明書の形式については、教会憲法付記1、2参照)

2.25 教会員が、所属する各個教会の範囲の外に転居し、転出書を請求することがない時、あるいは活動会員としての身分を保てなくなった時は、その人の名は教会の不活動会員の名簿に移されなければならない。小会はこ

の処置を会議録に記録し、この処置についてその教会員に知らせなければならぬ。

2.26 だれかが何らかの理由で教会員であることをやめたい時は、その人に対する係争中の問題がなくまた当人が訓練規定の執行のもとにはない場合は、その人の氏名を教会員名簿から削除する。しかしながら、削除の前に当人との十分な話し合いがなければならない。

2.30 各個教会の役員

2.31 各個教会の役員は、福音の宣教と聖礼典の執行のために按手を受けた担任教職者、会衆の代表また指導者として選ばれて按手を受けた小会の構成員である長老たち、及び、貧しい人やその他困っている人の必要のために選ばれて按手を受けた執事会の構成員である執事たちである。

2.40 各個教会の設立

2.41 各個教会は、中会の権威においてのみ設立できる。新しい教会を形成しようとする時は、中会はこの企画に参加する。教会の設立が中会によって承認されたなら、委任委員会が中会によって任命されている時のほかは、中会の構成員である牧師は誰でも、

設立式を司式し、必要なすべての責務を遂行することができる。新しい教会は、中会の承認がなければ、カンバーランド長老教会に属する既存の教会から3マイル（4.8キロ）以内に位置してはならない。

2.42 各個教会設立の順序は次の通りである。

- a) いずれかの教会の会員である者は、転出書または現在教会員であることの証明を提示する。その他の者は、信仰の再確認によって、あるいは、キリストを信じる信仰告白、教会の契約、洗礼（または受洗の確認）、また必要な場合は審査を通して、教会員の資格が与えられる。
- b) 次に、上記の者たちは、以下の質問に肯定の答をして、契約を結ぶことが求められる。

「あなたは、神の助けのもとに、カンバーランド長老教会の政治に基づいて組織された教会の一員として、共に歩んでいくことを、また神の恵みにあずかっている者として福音を擁護し、あなたの賜物によってだけではなく、祈りと努力とをもってこの教会を支えていき、教会の交わりを通して、我らの主イエス・キリストの名を高め、そのご計画の進展を願い、そして教会全体の純潔と調和を保つよう努めることを、神とお互いに厳粛に約束し、契

約しますか」

- c) この質問の後に司式の教職者は次のように言う。

「私は今、あなたがたが、神のことばとカンバーランド長老教会の政治に基づき、教会とされたことを宣言する。父と子と聖靈の名によって、アーメン」

- d) 教会員は次に、司式担当の教職者の進行のもとに、小会を構成する長老の数とその任期を決め、長老を選出する。長老の按手と就任は、直ちに行われてもよいし、後日行われてもよい。教会員の選択により、これと同じ時にあるいは後日の教会員総会において、執事を選出し按手をし就任させることができる。これをまったく行わなくともよい。

- e) 司式の教職者あるいは中会によって任命された委員は、設立礼拝についての報告書を作成する責任がある。報告書には、次の定期中会会議において、この新しく設立された教会が、中会の構成教会として登録されることを求める薦書が添付される。報告書には設立の年月日、場所、教会設立のために中会を代表して働いた者たちの氏名、設立時の教会員の数、選出された役員の名簿が記録されなければならない。（新教会の承認の様式については、教会憲法付記3参照）

2.50 各個教会の政治

2.51 各個教会の政治に責任をもつのは小会である。小会は、担任教職者と、会衆によって選挙され小会の構成員として就任した長老たちとによって構成される。このようにして設立された小会は、教会に託された次のすべての務めにおいて、教員を指導する責任がある。

- a) 共同の礼拝。これには祈祷、賛美の歌、聖書の朗読、十一献金と、他の献金の奉獻、みことばの説教、聖礼典の執行が含まれる。
- b) キリスト教教育。これにはキリスト者の成長のための聖書の学びが含まれる。
- c) 神の家族にふさわしい交わりの諸活動。
- d) 未信者や教会の交わりに加わっていな人々に対する個人的な証し。
- e) 病気の人々の見舞い。
- f) 諸家庭、ことに問題がある家庭、崩壊した家庭に対する牧会的配慮。
- g) 時間、賜物、金銭の信仰的管理（スチュワードシップ）と、教会財産の管理と運用。
- h) 訓練の実施。
- i) 個々の教会の範囲を超える教会の務めへの参与、及び、必要と思われるその他の務めへの参与。これらの

務めにおける人々の指導は、様々な領域にわたる務めを負う諸委員会に任命し、そこで長老とともに奉仕してもらうことや、教会生活のなかで個人的に教え導くことなどによってなされる。

2.52 牧師のいない各個教会においては、小会を構成する長老たちが、その職務の範囲内で、その教会に託されているすべての務めにおいて人々を指導する責任がある。

2.53 各個教会の教員総会は、次の目的のために招集される。

- a) 長老、執事の任期の型を決定するため。
- b) 長老、執事を推薦し、選挙し、また辞任を受理するため。
- c) 小会、また執事会の定足数をその構成員の過半数以下の数に定めるため。
- d) 長老または執事のある者の働きが教会によって受容し得なくなった時の解任のため。
- e) 一般の法律または中会が求める時は、教会の資産の売却または購入の承認のため。

2.54 教員総会は、他の事柄についても、小会と教員との相互理解のために開かれてよいが、その場合、

表決をとることはしない。

2.55 教会員総会は、小会によって承認された時、教会員総数の 15% の要請があった時、中会の指示があつた時に開催される。教会員総会の告知は、開催より少なくとも一週間前までに全教会員に文書によって通知するか、開催日前の三つの日曜日に予告するか、あるいは、小会が適切と判断する他の方法によってなされる。担任教職者、または牧師のいない教会では、中会の任命する教職者が、教会員総会の議長を務める。小会の書記は会議録を記録する。会議録は、次の小会会議の承認を得て、小会の記録の一部として編入される。教会員総会に指定された日時と場所に出席した教会員の数が、教会員総会の定足数である。

2.60 みことばと 聖礼典に仕える者

2.61 みことばと聖礼典に仕える者の職務は、教会生活の中で、その責任と有用性において、独特である。神は人々を召し、この務めに聖別される。この職務につく者は信仰において健全であり、行状において模範的であり、この務めの義務を遂行する能力のある者でなければならない。みことばと聖礼典に仕える者は、その職務のゆ

えに尊敬を受けるべきであるが、それは、その職務が他のキリスト者たちよりも聖く正しいためではない。みことばと聖礼典に仕える者も、すべてのキリスト者に与えられている同一の召しにあずかる者であり、共に、ことばと行いにより、福音を証しする者なのである。彼らはその召された職務においてのみ、他のキリスト者たちと異なるのである。この職務が彼らの人生の持ち場である。

2.62 この務めに仕える職務に就く者は、聖書において、その多様な任務を果たす種々の名称が与えられている。

人々を見守り、靈の糧をもって養い、神の恵みのしるしの聖礼典を執行する者として、「牧師」と呼ばれ、人々に対する教会のすべての務めを通してキリストに仕える者として、「牧会者」と呼ばれ、教会の指導と政治を担当する者として、「長老」と呼ばれ、罪人たちに神との和解を訴え、イエス・キリストによる救いのよろこびしい福音を伝える者として、「伝道者」と呼ばれ、人々に対して、また国々に向かって、不従順のもたらす結果について警告し、神のことばを守るよう熱心に勧める者として、「預言者」と呼ばれ、人々のために祈りを通して神に執り成す者として、「祭司」と呼ばれ、キリスト

の福音を公に宣言する者として、「説教者」と呼ばれ、キリスト者の成長に必須の学びを強調し、聖書を説き明かす者として、「教師」と呼ばれる。

これらの名称は教会の中での特権を与えるものではなく、また職務の種々の等級を示すものでもない。務めに仕える者の職務の範囲を示すものなのである。

2.63 各個教会の牧師として招聘された教職者は、次の責任を負う。

- a) 共同の礼拝を司式する。
- b) 会衆の口として、彼らのために、また彼らと共に、神に祈る。
- c) 会衆に向かって、聖書を読み、神のみことばを宣べ伝える。
- d) 聖礼典を執行する。
- e) 神からの祝福を人々に与える。
- f) 子どもたちや、若者たち、成人たちに聖書を教える。
- g) 人々を訪問する。特に貧しい者、病気の者、死に瀕している者、その他危急の困難にある者たちを見舞う。
- h) 結婚の準備をする者に対して助言を行う。
- i) 未信者や教会の交わりに加わっていない人々に対して教会の人々がなす証しに、共に加わる。
- j)みことばの光のもとで、人々の個人的な必要や問題について、彼らに

助言する。

k) 問題を抱えている、あるいは、崩壊した家庭に助言を与える。

l) 小会を構成する長老たちと共に、教会の働きのすべての面において、教会を指導し、統治する。

2.64 教職者の教会における最も基本的な務めは牧師としての務めであるが、神はみことばと聖礼典に仕える者たちに種々の賜物を与えているのであり、教会は、多種多様の務めのあることを認めている。中会は、教職者たちが、それぞれの賜物を生かして各個教会の牧会者としてだけではなく、いろいろな種類の学校における宗教の教師として、宗教出版物の編集者として、軍隊や種々の団体のチャプレンとして、宣教師、伝道者、カウンセラー、教会や団体の管理者、各個教会のキリスト教教育主事、あるいは教会に直結するその他の分野の働きの指導者として働くことを認めることができる。中会は、礼拝において、ある者が上記の務めに従事することを許可し、教職者を上記の務めのいずれかを行う者として任命しなければならない。どのような務めにあろうとも、教職者は、牧師としての、あるいは牧会者、長老、伝道者、預言者、祭司、説教者、教師としての責務をよく果たすことができるよう心がけるべきである。

2.70 長 老

2.71 長老は、会衆の直接の代表者であり、会衆によって選挙で選ばれ、教職者と共に教会の政治と指導にたずさわる。小会を構成する長老は、担任教職者と共に各個教会の牧会監督に当たる。

2.72 長老は、その奉仕する教会の人々の世話をし、また指導するのであるが、特に、イエス・キリストを中心として救い主と告白していない人たちや、靈的に弱い人たち、信仰の指導が必要な人たちを心にかけなければならぬ。家庭を訪問し、家の人たちと共に、またその人たちのために祈らなければならない。特に、病気の者や、近親者を失った者、困窮者のために祈らなければならない。ことばとよい模範によって人々を励まし、人々がそれぞれの時間や賜物、そして金銭の忠実な管理者として教会における礼拝、学び、証し、奉仕に参加できるようにするのである。長老は、牧師の知っている必要のある事柄については何でも牧師に知らせなければならない。

2.73 長老の職に就く者は、男女、老若を問わない。長老は、福音を証すことにおいてすべてのキリスト者に共通の召しにあずかる者であるが、

長老としての召しには、人々を指導する責任が付加されているのである。長老は、善良な人格を通して、また健全な信仰、知恵、成熟した判断、分別、人との対話、教理や教会の政治についての知識、そして自らの職務を遂行する能力によって、福音を体現する者でなければならない。

2.74 長老としての責任を引き受ける者は、この職にふさわしい学びと準備をしなければならない。また、小会の構成員としての任期中、自らの職責をよりよく果たすことができるよう学習を続けなければならない。

2.80 執 事

2.81 執事は、会衆によって選挙で選ばれ、按手を受けて、教会が貧しい者やそのほかの助けを必要とする人たちの世話をすることを推進する。またこのような目的のために教会が準備した基金の運用に当たる。この務めは、仕えられるためではなく仕えるために来られたイエス・キリストから教会に与えられたものである。貧しい者や助けを必要とする人々を顧みることを通して、教会は、イエス・キリストにおいて示された神の哀れみ深い愛を証しるのである。執事は、貧しい人々、お年寄り、病人、孤児、難民、囚人、

その他困難の中にある人々に奉仕する個人、委員会、グループの指導や調整に当たる。執事の働きは、教会全体に関わるものであるから、執事は、小会に対して、定期的に報告しなければならない。

2.82 そうすることが望ましいとする教会においては、小会は、執事会に予算作成の権限を与え、またその他の財政的責任を引き受けてもらうようにしてもよい。

2.83 執事の職に就く者は、男女、老若を問わない。執事は、健全な判断力をもち、善良な人柄で、助けを必要とする人々に対して思いやりがあり、人々の役に立つ人で、イエス・キリストに対する変わることのない深い信仰の持ち主でなければならない。イエス・キリストの牧会の模範に、執事は倣うのである。執事としての責任を引き受ける者は、この職にふさわしい学びと準備をしなければならない。また、執事会の構成員としての任期中、自らの職責をよりよく果たすことができるよう、学習を続けなければならない。

2.84 執事会を置くかどうかは、各個教会が独自に決定すべきことである。執事会を置くことが実際的でない教会では、執事の職責は長老がこれを

負う。執事会が創設されたときは、同一の人が小会と執事会とで同時に仕えることはできない。

2.90 長老、執事の選挙、按手、就任

2.91 各個教会の設立の際は、長老と執事は、設立時にその教会の会員となった者によって推薦され、選挙される。その他の場合は、長老、執事を選挙する教員総会において、小会が候補者を推薦するか、あるいは会員による推薦委員会が候補者を推薦するのが、適切であり妥当である。そのほか、教会の他の会員が推薦することもできる。その場合、被推薦者の同意が必要である。投票は被推薦者の氏名が発表された教員総会、または、その次の教員総会においてなされる。発声投票による以外は、投票は無記名投票で行われ、投票の過半数によって選ばれる。推薦を受けた者が定員を越える場合は、多得票者から順次選ばれる。

2.92 長老、執事いずれかが選出されたなら、小会は按手と就任のための日取りを決める。すでに按手を受けている者は就任式だけを行う。小会は定められた日に、礼拝のために集まつた会衆と共に按手式を行う。司式の教職者は、長老職、執事職の性質と責任に

について簡潔に述べ、守るべきキリスト者としてのふるまいについて話す。

それがすむと、司式者は次に掲げる質問を志願者にする。

i 「あなたは、旧新約聖書が靈感を受けた神のことばであり、信仰と実践の規範であると信じますか」

ii 「あなたは、カンバーランド長老教会の信仰告白を、聖書の教える基本的な教理を含むものとして、心から受け入れ、用いますか」

iii 「あなたは、カンバーランド長老教会の教会政治を承認し、これを支持することを約束しますか」

iv 「あなたは、教会の平和、一致、純潔の促進に努めることを約束しますか」

v (長者に)「あなたは教会会議に長老として参加するに際して、会議の決定に責任あるしかたで参与し、決定に従い、教会の益のためにつくすことを約束しますか」

vi 「あなたは、この教会の長老(執事)の務めを受け入れ、神の助けをいただき、その職責を忠実に果たすことを約束しますか」

すでに按手を受けた長老、あるいは執事の就任においては、viの質問だけをする。

これらの質問が肯定されると、司式者は次のような質問を会衆にする。

「この教会の会員であるあなたがた

は、この長老(執事)を承認し、受け入れますか。またあなたがたは、この職につく者を、励まし、助け、尊敬することを約束しますか」

質問が肯定されると、志願者はひざまずく。小会の構成員は志願者のまわりに集まる。司式者の適切な祈りの後、長老たちは手を置き、志願者を長老(執事)の職につける。それから、全会衆は立ち上がり、司式者は次のように言う。

「私は、いま、あなたがこの教会において、神のことばに従い、カンバーランド長老教会の教会政治に従って、規則正しく選挙され、按手を受け、長老(執事)に就任したことを宣言します。父と子と聖靈の御名によって、アーメン」

小会の構成員は新しく就任した者の手を取り、次のように言う。

「この務めに、主にあって共に励みましょう」

そして司式者は、新しく就任した者と会衆に向かって、ふさわしい勧めのことばを述べる。

2.93 小会・執事会の構成員は、任期を定めないで選ぶことも、また輪番制に基づく任期を定めて選ぶこともできる。教会の設立に当たっては、小会・執事会が採用する任期の型を決めなければならない。既存の教会において

て任期の型を変更しようとする時は、決議によって、小会・執事会を解散し、新しい任期の型を設定し、新しい任期の型に基づいて小会・執事会の構成員を選出しなければならない。これらは、教員総会において決議されなければならない。各個教会が輪番制による任期を決めて長老・執事を選出することを選ぶ時は、その職務の任期は3年未満であってはならない。ただし、組による輪番制をとっている場合、または、任期残余期間を務める場合は、この限りではない。

2.94 小会・執事会の構成員が正当な理由なしに、年度の定例会議の半分以上を欠席した時や、訓練規定以外の理由で、その職責の遂行に関して教会が受容し得なくなった時は、小会は、リコールによる解職を審議するために教会総会を招集することができる。ただしこの決定の前に、関係者が会衆の前で発言する機会が与えられなければならない。

2.95 長老・執事が、その職責を遂行し教会の礼拝、学び、証し、奉仕に参加することができない遠隔地に移転したときは、小会は、その人の任期の終結を会衆に提案することができる。長老・執事が転出書により転出した時は、その職の任期は自動的に終結

する。小会は、このことを会議録に記録しなければならない。

2.96 長老・執事が、転出書によって他の教会の会員となった時は、選挙と就任式を経て、その教会の小会・執事会の構成員となることができる。

3.00 教会会議

3.01 教会の政治は教会の秩序を保ち、その働きを生かすものでなければならない。そのためにそれは、分かりやすく合理的な形であることが求められる。立法、行政、司法を扱い、法廷とも呼ばれる教会会議は、下から順に、小会、中会、大会、総会である。

3.02 教会の連携的特質は、次の政治構造に現されている。すなわち小会は各個教会について、中会は区域内の教職者・小会・教会について、大会は区域内の中会・教職者・小会・教会について、総会は大会・中会・教職者・小会・教会について、牧会上の監督と裁定を行う。

3.03 教会政治における各会議の権限は、教会憲法の条項によって限定されている。各会議はそれぞれに属する固有の事項に関して独自の裁定を行うが、下位の会議は、正規の順序のもとに、上位の教会会議の監査と上位の教会会議の権威、指導のもとに置かれる。

3.04 教会政治において正規に構成されている会議はどれも、適切かつ真剣に提起された教理や訓練に関する

問題を処理し、広く真理と正義の保持に努め、教会の平和と純潔と進展を損なう誤った諸説を排除する権限をもつ。

3.05 会議はすべて、祈りをもって始め、祈りをもって閉じる。

3.06 中会、大会、総会の臨時会議は、代議員を送る会議が別の者を代議員として選出する時のほかは、直前の定期会議において代議員であった者またはその交代代議員であった者によって構成される。小会の構成員としての任期が切れている長老は、臨時会議の代議員を務めることはできない。

3.071 以下の者は、助言者として教会会議に同席することができる。ただし、いかなる議題に対しても発言権はあるが、投票権はない。

- a) 小会においては、中会により承認され就任した準牧師および副牧師。
- b) 中会、大会においては、それぞれの教会会議で選出された委員（例えば、書記、実務書記、財務）、およびその他、それぞれの教会会議の常設委員会また局の正式な代表者。

3.072 次の者は、教会会議の承認を得て、議長による紹介をもって、教

会会議の助言者として同席することができる。

- a) 中会、大会においては、来会者である按手を受けたカンバーランド長老教会の教職者および長老
- b) 選出された青年協議代表
- c) 上位の教会会議の代表者
- d) 教会会議が提携している他教派からの来会者である教職者や指導者
- e) その他、その出席が、教会会議の判断により当該会議の使命と働きに役立つと思われる者

☆コメント 諮問委員として出席を要請されている者を除き、その者の出席が教会会議にとって有益と思われる場合、常に諮問委員としての立場を与え、多数決もしくは共通の同意の元、教会会議での発言を許可することができる。

3.08 小会、中会、大会、総会の会議録、その他すべての公式の記録は、それぞれの会議あるいはその法的後継者によって、永久に保存される。各個教会、中会、あるいは大会が解散するときは、それぞれの記録は、解散前に所属していた上位の教会会議によって保存される。現存あるいは解散された小会、中会、大会の会議録あるいは他の公式の記録またはその写しはすべて、保全のために、カンバーランド長老教会歴史資料館に保管すべきである。各会議の記録の恒久的保全を会議

に勧告するのは各会議の書記の責任である。

3.10 教会会議の委員会 および委任委員会

3.11 各教会会議はそれぞれ、その監督と権威を適切に遂行するためには、その目的に即して、常設ないしは特設の委員会を設置し、委員会の要員を選出または任命することができる。このようにしてできた委員会は、それを設置した教会会議の働きを推進させるためのさまざまな方策を検討し、思案し、会議に提案する。

3.12 各教会会議はそれぞれ、委任委員会を任命し、委任委員会がその付託された業務について審議し決定する権威を与えることができる。委任委員会はその活動の全記録を、それを任命した教会会議に提出しなければならない。この記録は会議の承認があれば、会議の会議録に編入することができる。委任委員会は過半数をもってその定足数とする。委任委員会は、下記のような目的のために任命される。

- a) 教職者の按手。この場合、委任委員会は中会の定足数を満たすものでなければならない。また、2名の教職者が含まれていなければならぬ。

- b) 担任牧師および副・準牧師の就任。
- c) 新しい教会の設立。
- d) 証言の聴取、あるいは訓練に関する聴聞会の実施。
- e) 問題のある教会の訪問。
- f) 上訴の聴取。
- g) 教会内に起った特定の問題に関する調査。

3.20 照 会

3.21 教会会議は、最高位の会議を除き、直接上位の教会会議に対して、照会によって公的助言を求めることができる。照会は、直接上位の教会会議に対して、下位の教会会議において未だ決定されていない事項に関して文書で提示される。照会を行う教会会議は、上位の教会会議の処置または助言を得るに必要なすべての証言や書類をしきるべく整え用意しなければならない。照会は、教会会議の表決に基づいてなされなければならない。

3.22 照会は、前例がなく困難または微妙な事例に関することで、下位の教会会議において決定しかねている場合や意見が分かれているような場合に行うのが適切である。

3.23 照会は、下位の教会会議が何か決定を下す前に助言を求めてなさ

れることがある。この場合、照会中の下位の教会会議の決定は停止される。照会によって、事例全体を上位の教会会議に託し、最終の決定を仰ぐこともできる。

3.24 照会を受理した教会会議は、必ず助言または決定をしなければならないわけではなく、照会を求めてきた教会会議に問題を差し戻してもよい。

3.25 照会は、事例によっては適切であるが、一般的には、それぞれの教会会議が各自で判断を下すのが、教会にとってよいことである。

3.30 資産について

この項は、カンバーランド長老教会、またその前身の教会が長老制の教会政治のもとに歩み出したときからそれとのつとってきた原理を明らかにしたものである。

3.31 我々の教会においてなされる決定、再検討、訂正の方法を定めている教会憲法・訓練規定・会議規定にある教会政治の規定は、資産に関するすべての事項についても適用される。

3.32 カンバーランド長老教会

は、有機的一体の教会である。教会のすべての下位の教会会議、すなわち、大会、中会、および各個教会は、一つのからだの部分である。従って、各個教会、中会、大会、総会、あるいはカンバーランド長老教会によってまたはそれらのために所有されている資産はすべて、法的権利が法人に置かれている場合も、代表役員または責任役員会、あるいは法人格をもたない団体に置かれている場合も、また、その資産が各個教会の働きのために用いられている場合も、あるいはより包括的な教会会議の働きのために用いられている場合も、あるいは収益を得るために保持されている場合も、また、資産の証書にそのような記載があってもなくても、カンバーランド長老教会の使用と益に委ねられている。

3.33 カンバーランド長老教会の各個教会の資産、あるいはその教会のために保持されている資産が、教会憲法に基づくカンバーランド長老教会の一各個教会によってもはや使用されなくなった時は、その資産は、その各個教会の置かれている中会の定めるところにより、保持、使用、充当、移転、売却される。

3.34 各個教会が、中会によって正式に解散させられた場合、あるいは

教会員の離散、教会の活動放棄、その他の理由によって消滅した場合、残された資産は、その各個教会が置かれている地域の中会が指導、制限、指定する用途、目的、委託のために保持、使用、充当される。または、そのような資産は、カンバーランド長老教会の教会憲法に基づき、中会の指導のもとに、売却または処分される。

3.35 各個教会は、礼拝、教育、伝道のために使用されている教会の不動産を、その各個教会が置かれている地域の中会からその教会の小会宛に送付された文書による許可無しに、売却、譲渡、賃貸、抵当権設定、担保入れ、債務充当したりすることはできない。この許可を与える際に中会は教会の行う契約の当事者となったり債務の保証人とはならない。

4.00 小会

4.1 各個教会の小会は、担任教職者と、教員総会で選ばれた長老たちによって構成される。長老は少なくとも2名いなければならぬが、実際の数は、各教会が定める規定に基づいて教員総会において決定される。

4.2 教会が無牧の時や担任教職者あるいは中会の任命する議長が不在の時は、小会が会議を開き、すべての業務を処理することができる。

4.3 小会会議は、小会の構成員の2名以上の者が求める時、開くことができる。担任教職者は、定例の礼拝の中や礼拝直後にいつでも、また、小会の構成員に適宜の通知をすることによって、その他の時に小会会議を開くことができる。

4.4 教員総会で特に定足数を定めている場合を除き、小会の過半数が会議の定足数である。ただし、教員の受け入れと転出の許可は、教職者と2名の長老がいれば行うことができる。

4.5 小会は各個教会の牧会的監督を委ねられ、以下の責務を負う。

- a) 中会の承認のもとに、牧師（または副ないし準牧師）を招聘する。（招聘の書式は、教会憲法付記4参照）
- b) 会員を受け入れる。
- c) 教会内の教理と訓練に関する問題を解決する。
- d) 訓練規定に基づく聴聞において有罪とされた教員に、中会への上訴があればそれを待って、戒告や資格停止の処分をする。
- e) 親たちに、子どもの洗礼の大切さを知らせ、奨励する。
- f) 転出書を発行する。その際、児童洗礼を受けている子どもをもつ人の転出書には、その子どもの名も必ず記入する。
- g) 長老や執事が選出されたとき、挨拶を授け、就任させ、これらの役員にその責任をよく果たすよう求めれる。
- h) 執事会の会議録を審査し、その働きを監督する。
- i) 子どもたちの育成のために特別な関心をはらい、教会内に教会学校や聖書勉強会、交わりの会、その他の会をつくり、その監督にあたる。
- j) 教員のスチュワードシップ（賜物をもって主に仕えること）を奨励し、信仰にかなった目的のために献金を

募ることを命じ、指導する。また、一般に、教会の財政について監督する。

- k) 無牧の時、会衆を集め、礼拝を守る。
- l) 教会の働きの進展と拡大のために最善の方策を立て、その調整を計る。
- m) 上位の諸教会会議へ送る代表者を選び、会議後に会議の報告を求める。
- n) 上位の教会諸会議の命令を遵守し、遂行する。

4.6 小会は、中会により権限が与えられた場合に限り、その会衆に対して聖餐を執行する長老を2名指名することができる。(ただし、この規定はアメリカ・カンバーランド長老教会には適用されない)

4.7 教職者を除く小会の構成員は、教会の宗教法人上の責任役員でもある。責任役員は教会の資産の名義人であり、民事法の求めるすべての要件の処理に当たる。ただし、もしそうすることが望ましいと見なされる時は、小会は、その構成員の中から何人かを責任役員として選んでもよい。その場合、責任役員は、小会より権威を託されたことのみ、処理に当たることができる。この場合の責任役員の任期は、無期限とするか、または輪番制のもと

で一定の期間とするか、どちらでもよい。

4.8 小会は、小会会議の経過に関する正確な会議録を付けなければならぬ。会議録は、少なくとも年に一度、中会に提出し、点検を受けなければならない。小会は、教員総会、教員の結婚、洗礼、転入、死亡、転出の記録もつけなければならない。

5.00 中会

5.1 中会は、所定の地域内の諸教会において小会の代表として選出された長老と、その地域の按手を受けた教職者によって構成される。中会は地理的な境界線を基礎として設立するか、あるいは、教会の繁栄と拡大という観点から正当と見なされる時は、共通語以外の公用語が使用されていることを根拠として設立することができる。地理的要件によらない中会は、地理的要件による中会と地域が重なってもよい。

5.2 カンバーランド長老教会の教職者で、複数の教派からなる一つの宣教区の教職者や、合同教会の教職者、ある一定の期間他教派の教会の教職者として奉職する者、他の教会の大学や神学校の宗教の教授は、中会の承認のもとに、その務めの期間中、他教派あるいは複数の教派の教職となることができる。

そのような資格がどのような方法で付加されたとしても、前述のカンバーランド長老教会の教職者としての資格は変わらない。また、按手時に中会の問い合わせに肯定的に答えたことに基づく厳肅な責務は、失効あるいは変更されることはない。

5.3 他教派の教会の教職者で、その者が総会と相互協定を結んでいて、その関係がその者の所属する教会によって承認されており、その者がカンバーランド長老教会あるいは、カンバーランド長老教会と提携している諸教派を含む一つの宣教区の教職者や、合同教会の教職者、あるいは国外の教会の教職者で、その者と総会が相互協定を結んでおり、教職者の資格でカンバーランド長老教会（大学あるいは神学校の教授としての勤務を含む）で奉職している者は、その期間中、中会の構成員として登録することができ、一時的に構成員の権利と特権をもつことができる。

5.4 各個教会の小会は、中会会議に1名またはそれ以上の代議員を送ることができる。活動会員が1名から300名までの教会の小会は中会会議への代議員として1名の長老を送ることができる。活動会員が301名から600名までの教会の小会は、中会会議への代議員として2名の長老を送ることができる。以下代議員数は上記の比率で決定される。代議員である長老は、その小会の代表として選ばれたことを示す証明の提示を求められることがある。

5.5 中会会議は、指定された日時と場所において、少なくとも、定足数である、1名の教職者と1名の長老を含む4名（教職者と小会の代表者）で議事を進行することができる。

5.6 中会会議は、牧会的監督を委ねられ、以下の責務を負う。

a) 教職志願者の受理、審査、転出、伝道師任職を行い、伝道師に按手し教職者に任ずる。

b) 教職者の受理、転出、就任、解任、教職者に対する訓練を行う。（教職者の受理と転出の書式は教会憲法付記5を参照）

c) 教職者が、牧師または他の牧会的務めに就くことを承認する。

d) 教職者がその聖なる召命に勤勉であるよう求め、またその怠慢に対しては譴責し、あるいは訓練を行う。

e) 小会会議の記録を点検し、小会がどのような事であれ秩序に違反するならこれを訓練し、教会政治に従うよう十分な指導をする。

f) 正しい手続きで提出された上訴、異議申し立て、照会を審査し、決定する。

g) 教会と教職者の牧会関係について、一方または両者が求める時、あるいは教会の益にぜひ必要である時、それを締結あるいは解消する。

h) 上位の諸会議の勧告が遵守されるようにする。

i) 教会の純潔と平和を妨げる誤った

意見をとがめ、適切かつ真剣に発議された教理や訓練に関する問題を解決する。

j) 各個教会を訪問し、教会の状況を尋ね、そこに不都合なことが見いだされるならばこれを是正する。

k) 教会の財産とその使途に関する不和を調停する。

l) 新しい教会の場所と既存の教会の移転場所を承認する。

m) 教会施設の新築、改築、増築の提案と計画を承認する。

n) 教会が長期にわたる危機または不活動の状態にある時、これを合併あるいは分割する。そのほかの教会で、教会の過半数の賛成がある時、それを合併あるいは分割する。また、正当な理由がある時、教会を解散し、その教員を他の教会に加入させる。

o) 新しい教会を設立し、受け入れる。また区域内の教会の進展の方策をまとめること。

p) 教職者のいない教会に対し、小会議長を務める教職者を指名し、特別の監督下におく。必要な場合には、小会によって指名された長老に、その教会で聖餐式を執行する権限を与える。その長老は、教職委員会によってその聖礼典の意味、及び、執行の方法について指導を受けなければならない。すなわち、按手を受けた教職者ではない者は、中会によって選ばれた、按手を受けて

いるカンバーランド長老教会の教職者の権威のもとで、仕えなければならない。与えられる権限は、1年間とする。

q) 予算を立て、中会内の各教会に分担額を割り当てる。

r) 中会の活動に必要な機関を設置し、監督する。

s) 広く、所属する教会のために役立つあらゆることについて、指示を与える。

t) 上位の教会会議への代議員を選出する。

u) 大会または総会に対して、教会あるいは広く社会のために益となるような議案を提出する。

5.7 中会は、十全で正確な会議録を作成し、これを大会の定例会議に提出し点検を受けなければならない。中会は、定期的に、すべての教職志願者、伝道師、教職者、小会書記、および教会の名を記載した名簿を大会および総会に提出しなければならない。さらに中会は、伝道師任職および接手について、教職者の受理、転出、死去について、教会の合併、分割、設立について、あるいは中会全体の教会の実情を知るのに必要とされる統計や情報について、報告しなければならない。

5.8 中会は、独自に定める日程により、年に1回開催される。予め定め

られている次回開催期日の以前に緊急の会議を開催する必要が生じた時は、議長が、別個の教会の2名の教職者と2名の長老の文書による合意または要請に基づいて臨時会議を招集しなければならない。議長が不在、死亡、あるいは業務不能の時は、書記がこれを行う。招集に際しては、会議に指定された日時の少なくとも10日前に、中会の名簿に記載されている、全教職者と全各個教会の小会宛に、開催予定の会議で扱う案件を明示して、通知しなければならない。臨時会議においては、会議がそのために開催された特定の案件以外のものを取り上げてはならない。

5.9 何らかの理由で、会議が予定の日時に開催できなかった時は、議長が、事情の許す限りなるべく早く、通常の業務を処理するために、場所を指定して、会議を招集しなければならない。議長が不在、死亡、あるいは業務不能の時は書記がこれを行う。書記が不在、死亡、あるいは業務不能の時は、会議定足数に相当する人数の人たちがこれを行う。会議の通知は、上記の通り、指定された日時の少なくとも10日前に、出されなければならない。

6.00 教職者、伝道師、教職志願者に対する中会の権限

6.10 教職志願者の受け入れ

6.11 各中会は、教職者養成のための指導と育成をその役割の一つとする、教職委員会、ないしはそれに代わるものを作設しなければならない。

6.12 教職志願者として受理されるには、中会に属する各個教会の忠実な会員でなければならない。教職者志願者になろうとするものは、中会会議の前に、教職委員会に相談しなければならない。

6.13 伝道師の資格を得ようとする者、また教職者の按手を受けようとする者は、その務めが適格者だけに委ねられるために、一定の期間の訓練と準備の時を経なければならない。教職者となる認可を求める者の適性を正しく判断するために、中会は先ず教職志願者としてこれを受け入れ、十分な準備期間の後、教職志願者に説教資格を与えて、伝道師とする。伝道師が教職者の按手を受けるためには、その適性についての更に十分な証明を提示することが求められる。

6.14 教職委員会は教職志願者に

対して、当人の信仰経験について、教職者の職を求めるに至った動機と召命感について、これから受ける教育の計画について、審査しなければならない。教職委員会による事前審査は、受け入れ時に中会がする審査を妨げるものではない。受け入れの時には、教職志願者のために文書または口頭による証言がなされ、当人の所属する教会の小会からの文書による推薦が読まれなければならない。

6.15 教職志願者の受け入れは、正規の中会会議においてなされなければならない。志願者の審査と種々の証言の後に、教職委員会の委員またはその目的のために任命された者が、志願者に対して次のように言う。

i 「カンバーランド長老教会日本中会は、あなたに関する証言を聞き、審査をしてきました。ここで、次の質問にお答えください」

ii 「あなたは自分を知る限り、神により教会の伝道の務めに召されていると信じますか？」

iii 「あなたは、神の恵みにより頼み、キリスト者としての品性と行動を保ち、勤勉かつ忠実に、教職者になるための十分な準備をすることを約束しま

すか」

iv 「あなたは、教職委員会を通して中会と共に、教職者になる準備をすすめることを約束しますか？」

「あなたは、今、カンバーランド長老教会の教職志願者としてこの中会に受け入れられることを願いますか？」

中会は教職志願者をここで正式に受け入れ、続いて司式者はその場にふさわしい祈りをする。祈りの後、会衆は起立し、司式者は志願者に対して次のように言う。

「教会の大いなる頭である主イエス・キリストのみ名により、中会の権威によって、私は今、あなたがカンバーランド長老教会の教職志願者として承認され、受け入れられたことを宣言します。そしてあなたの名前が中会の教職志願者名簿に登録されるよう、ここに命じます」

次に司式者は、教職志願者に主にある交わりの手を差し伸べて、次のように言う。

「願わくは主があなたを祝福し、あなたを守られるように。願わくは主がみ顔をもってあなたを照らし、あなたを恵まれるように。願わくは主がみ顔をあなたに向け、あなたに平安を賜わるように。われらの主イエス・キリストのみ名によって。アーメン」

中会の会議録に、受け入れの正式の記録が記載されなければならない。

6.16 中会は、教職志願者の名前を名簿からいつでも削除することができる。ただしその理由を示さなければならない。教職志願者は、自分の名前を名簿から削除するよういつでも求めることができる。名前の削除は、次に開かれる定期中会会議においてなされる。

6.17 所属教会の小会の構成員である者が、教職志願者として中会に受け入れられたなら、教職委員会と小会の相互の了解をもってその職に留まることができる。しかし、その教職志願者は上位のいかなる会議にも、その教会の代表として選出されることはない。

6.18 教職志願者は、他の中会への転出書を求めることができるが、その中会には転出書を受け入れる義務はない。受け入れる中会は、教職志願者に対して上に記した通常の審査をすることができる。教職志願者が他の中会に移籍する時は、移籍する中会の各個教会の会員にならなければならない。

6.20 教職志願者の伝道師任職

6.201 教職志願者が牧会と伝道の働きにふさわしい一定の資質と能力を備え、その働きのための準備が一定の水準に達していると中会が判定する

時、中会はこの者を伝道師に任職する。この判定は、靈的成長、教会と教会の務めについての理解、聖書・神学・教会史の知識、共通語を話し書く能力、および準備段階における他の必須科目の知識について教職委員会が教職志願者に対して行った事前審査に基づいてなされなければならない。審査の過程の一部として、専門家による職業適性検査や心理学検査を行うのもよい。教職委員会による審査報告は、中会による審査を排するものではない。

6.202 教職志願者は、中会の認める大学の卒業資格を有する者でなければ伝道師の資格を得ることはできない。例外が認められるのは、実りある伝道の働きをする賜物や能力をもちながら、中会の判断で正当と見なされる理由のために、大学卒業の資格を取得できない者の場合だけである。このような場合、教職志願者は、教職委員会の指導のもとに、総会認可の3年課程の代替神学教育を満足すべき成績で終了しなければ、伝道師の資格を得ることはできない。

6.203 教職志願者の伝道師任職は、正規の中会会議または前もって日時と場所が指定された中会の委任委員会によってなされなければならない。委任委員会は、中会会議の定足数に

よって構成され、2名の按手を受けた教職者を含まなければならない。司式者は、伝道師任職の意味と重要性について簡潔に話した後、教職志願者に対して次の質問をしなければならない。

- i 「あなたは、旧新約聖書が靈感された神のことばであり、信仰と実践の規範であることを信じますか」
- ii 「あなたは、カンバーランド長老教会の信仰告白を、聖書の教える基本的な教理を含むものとして、心から受け入れ用いますか」
- iii 「あなたは、教会の平和と一致と純潔のために尽くすことを約束しますか」
- iv 「あなたは、これからも教職委員会を通して中会との協力を保ち、按手の備えをし、また教会憲法が伝道師に課している牧会と伝道の働きを遂行することを約束しますか」

質問に肯定の答えがなされ、司式者は、その場にふさわしい祈りをする。祈りの後、会衆は起立し、司式者は教職志願者に次のように言う。

「教会の大いなる頭、主イエス・キリストの名により、また教会の形成のために主が与えてくださった権威によって、中会は今、福音を説教し、教会憲法に定めるそのほかの伝道のわざを遂行するために、あなたを伝道師に任じます。この目的のために、あなたの上に神の祝福がありますように、またあなたの心がキリストの靈で満たさ

れますように。アーメン」

伝道師任職の正式な記録が、中会会議録に記されなければならない。

6.204 伝道師は、中会の範囲内で、あるいは関係する中会の承認のもとに他のところで、福音の説教をすることができる。

6.205 伝道師は、中会教職委員会と中会の承認のもとに、中会に所属する一つないし複数の各個教会の代務者として奉仕することができる。

6.206 伝道師は、他の中会の教会で代務者として奉仕することができるが、その場合、両中会あるいは関係するすべての中会の教職委員会の承認と、中会の承認とがなければならない。このような場合には、両中会あるいはすべての中会の教職委員会は互いに緊密な連絡を保たなければならない。この伝道師が奉仕する中会が、その人の牧会の直接の監督に当たらなければならぬ。

6.207 伝道師は、代務者として奉仕する認可を得た後も、引き続き按手を受ける準備をするよう期待される。

6.208 伝道師は、中会および大会の構成員ではない。それゆえこれら

の会議における議決権をもたない。また伝道師は、総会の代議員になることはできない。

6.209 伝道師は、他の中会への転出書を求めることができるが、その中会にその転出書を受理する義務はない。受け入れる際に中会は、その伝道師に対して、上に記した通常の審査をすることができる。伝道師は、移籍する中会の一各個教会の会員にならなければならない。

6.210 伝道師の籍は、一各個教会に置かれる。しかし、伝道師が牧会と伝道の一定の働きを遂行することができるのは、ただ中会の権威によるのであるから、伝道師は中会の訓練に服する。

6.211 中会は、伝道師の氏名を名簿からいつでも削除することができる。ただしその理由を示さなければならない。また、伝道師に聴聞の機会を与えるなければならない。

6.30 教職者の按手

6.31 按手は、福音の務めのすべての業を遂行させるために伝道師を聖別することである。按手を受けた者の務めは、教会の最高位の職務であるか

ら、中会は、このように重要な働きを行うに十分な資格をもつまでは、いかなる者にも按手を授けることのないように注意しなければならない。伝道師は、いずれかの教会の招聘あるいは中会の承認する務めへの招きがなければ、按手を受けることはできない。中会は、伝道師の期間が長いということでその者に按手を授けなければならぬと考えたり、あるいは必要以上にその期間を長くしようとしたりしてはならない。

6.32 伝道師は按手を受ける前に、次の事項について教職委員会および中会全体の慎重かつ十分な審査を受けなければならない。すなわち、信仰、靈的成長の過程、務めへの内的召命、聖書についての知識、教会史、組織神学、牧会とカウンセリング、教会運営、教会教育、説教準備と実際、公同の礼拝の本質と意味、カンバーランド長老教会の教理と教会政治である。上記の審査の一部として中会は、中会の礼拝を計画、実施して、伝道師に説教をさせることを含めて、必要と判断される筆記および口頭の論述を求めてよい。教職委員会の事前審査は、中会の審査を排するものではない。

6.33 中会は、伝道師が按手を受けるために、上記の学習のほかにヘブ

ル語およびギリシャ語の少なくとも実用的な知識を修得するよう奨励する。両語の修得は、聖書の理解に必要である。

6.34 中会の承認する神学校の学位を取得していない伝道師は、按手を受けることができない。唯一の例外は、伝道者になるにふさわしい賜物と能力を有しながら、中会が止むを得ないと判定する理由により、神学校の正規の神学教育課程を終了することができない者の場合である。この場合、中会の指導のもとに、総会の承認する2年課程の代替神学教育を満足すべき成果をもって修了しなければ、按手を受けることができない。

6.35 按手は、中会の定期会議、継続会議、臨時会議によってなされる。あるいは、2名の按手を受けた教職者を含む中会の定足数からなる委任委員会によってなされる場合がある。

6.36 伝道師に十分な資格があると中会が認めた時、中会は按手式の日時と場所を告示し、その準備をしなければならない。前もって告示された日時と場所において守られる正規の礼拝の説教の後、伝道師は前に進み出る。司式者は、この集会の目的と按手の意味について短く話した後、伝道師に対

して次の質問をする。

- i 「あなたは旧新約聖書が靈感された神のことばであり、信仰と実践の規範であることを信じますか」
- ii 「あなたは、カンバーランド長老教会の信仰告白を、聖書の教える基本的な教理を含むものとして、心から受け入れ用いますか」
- iii 「あなたは、カンバーランド長老教会の教会政治を承認し、支持することを約束しますか」
- iv 「あなたは、教会の諸会議に教職者として参加する時、そこでなされる議決に責任をもって加わり、その決定に従い、教会の益を計ることを約束しますか」
- v 「あなたが召命に答えてこの務めに就くのは、聖靈の導きによるのであり、神と隣人への愛と、神の栄光を現しこの世に御国を広めようとする誠実な願いとによるものであることを、良心に基づいて言い表しますか」
- vi 「あなたは、たとえどのような反対があっても、神の助けによって福音の真理と教会の潔さと平和を熱心かつ忠実に守ることを約束しますか」
- vii 「あなたは、キリスト者としてまた福音に仕える者として、そのすべての務めに忠実かつ勤勉に励み、私的にも公的にもキリストとキリストの教会の妨げとならないよう努めることを約束しますか」

以上の質問に肯定の答えをし、伝道師はひざまずく。出席している中会の全教職者と、助言者として招かれた者と、中会会議の構成員である全長老は、伝道師を囲む。代議員はみな手を置き、司式者または指名を受けた者がその場にふさわしい祈りをささげ、厳粛に、伝道師を福音に仕える者の職に任ずる。

次に、全代議員は静かに体を起こし、司式者は次のように言う。

「教会の大いなる頭、主イエス・キリストの名により、中会の権威のもとに、私はいま、あなたが福音に仕える者としての職に按手をもって任せられたことを宣言し、あなたにみことばの説教、聖礼典の執行、教会の統治のすべての権威を委ねます」

司式の教職者は、全代議員とともに、新しい教職者の手を取って言う。

「共に福音に仕える者としてあなたに交わりの手を差し伸べます」

代議員たちが席に戻ると、司式者または指名を受けた者が、新しく教職者になった者に適切な勧めをする。次に、新しく教職者となった者の働きの上に神の恵みを願う祈りがささげられる。

以上のこととは、正式に中会の会議録に記録され、新しく教職者とされた者の氏名が、中会教職者名簿に記載される。また、その教職者が籍を置いていた教会には、その氏名を教会員名簿か

ら削除するよう通知する。

6.40 按手の承認

6.41 他教団の教職者で、カンバーランド長老教会の教職者になることを希望する者は、加入を希望する中会の教職委員会に出頭しなければならない。委員会は、次の事項を調査する。

- a) その所属する教団の正式の資格証明書を持っているかどうか。
- b) 大学及び神学校の卒業資格を有するかどうか。
- c) カンバーランド長老教会の歴史、神学、教会政治の知識をもっているかどうか。
- d) カンバーランド長老教会の教職者として仕えるのにふさわしいかどうか。

6.42 6.41 の事項に関して満足すべき答えが得られたならば、伝道師の按手時の質問と同じものに肯定の答えをすることを条件に、教職委員会は、その教職者を正式のカンバーランド長老教会の教職者として受け入れるよう中会に推薦することができる。以上の手続きは、中会によるその教職者の審査の機会を排するものではない。

6.43 カンバーランド長老教会の教職者になることを志望する者で、大学及び神学校の卒業資格をもたない者

または総会認可の代替神学教育課程に相当する学習をしていない者は、準備期間に、按手に必要な教育の水準を達成するようにしなければならない。大学の卒業資格をもたない者または代替神学教育課程を終了していない者の身分は、教職志願者である。大学卒業の資格をもっている者または伝道師に必要な代替神学教育を終了している者の身分は、伝道師である。学業の基準が満たされた時、準備期間を終結することができる。伝道師の按手時の質問と同じものに肯定の答えがなされ、その教職者が有していた教職者資格が承認される。以上の手続きは、中会によるその教職者の審査の機会を排するものではない。

6.50 教職者に対する管轄権

6.51 教職者、伝道師、教職志願者の転出書は、カンバーランド長老教会の特定の中会または他教団宛に送付されなければならない。教職者、伝道師、教職志願者は、転出書の宛先のカンバーランド長老教会の中会または他教団からの正式の受理通知があるまでは、転出書を発行した中会の管轄下に置かれる。いかなる教職者、伝道師、教職志願者も、前中会からの正式の転出書なしに、カンバーランド長老教会の他の中会に加入することはできな

い。 を欠席することができる。

6.52 教職者が、籍を置きたい中会の地域外に住む時は、その中会に籍をもつために、その中会が属する大会の同意を得なければならない。

6.53 審理中の告訴または訓練規定執行の対象になっていない教職者が、教職者としての神の召命がない事が明らかな時、あるいは教職者として勤める能力がないことを示す十分な証拠がある時、あるいは何か他の理由でそれを希望する時は、自らの教職者の資格の取り消しと解職の要請をすることができる。教職委員会は、その者との面談がまだ行われていなければそれを行い、次の定期中会会議に報告しなければならない。要請する者の意志が固い時、中会は、この処置が訓練規定の執行によるものでないことを明らかにして、その要請に応じなければならない。

6.54 本人の要請により、あるいは罷免によって、按手を取り消された者は、信仰の再確認をして、各個教会の会員になることができる。

6.55 教職者は退職後、本人の要請により、中会・大会との関係をそこなうことなく、中会および大会の会議

7.00 教職者、伝道師、教職志願者と教会との関係

7.01 各個教会の招聘に基づく関係は四つある。すなわち、ある者は担任牧師として、ある者は副・準牧師として、ある者は代務者として、また、ある者は臨時牧師として招聘される。

7.02 担任牧師の職に就くことができるるのは、按手を受けている教職者だけである。各個教会が任期を付さずには招聘し、中会が小会議の議長の職をはじめとする教会における靈的指導をその者に委ねる。

7.03 副・準牧師の職に就くことのできるのは、按手を受けた教職者だけである。招聘する教会が定め、中会が承認する多様な牧会的務めを行う者として、各個教会が任期を付し、あるいは付さずに招聘する。担任牧師が不在の時は、副牧師は、担任牧師及び小会の承認のもとに、小会議あるいは教員総会の議長を務めることができる。

7.04 代務者の職に就くことができるのは、按手を受けた教職者、または伝道師、教職志願者である。各個教会が任期を付さずに招聘する。また、臨時代行の場合、専従者としてではな

く任期を付して招聘した者である。按手を受けた教職者が代務者となる時は、小会議の議長をはじめ、教会における靈的指導に関するすべての務めと働きとを行う。伝道師あるいは教職志願者が代務者の任に就く時は、小会議の議長、聖礼典の執行、結婚式の司式はできないが、そのほかの務めと働きを遂行することができる。

7.05 臨時牧師の職に就くができるのは、担任牧師のいない教会の小会から招かれた、按手を受けた教職者だけである。臨時牧師は教会が担任牧師を探している間、12ヶ月を超えない特定の期間、みことばを説教し、聖礼典を執行し、牧会上の務めを果たすことができる。臨時牧師を、その教会の次の担任牧師、あるいは、副・準牧師として、招聘することはできない。

7.06 各個教会と上記の関係を結ぼうとする者は、その教会が所属する中会の承認を得なければならない。教会の小会は、その人物を選ぶ責任を負う。また、カンバーランド長老教会もしくはアメリカ・カンバーランド長老教会の政治、神学への洞察、信頼について、もしくは必要があれば中会にお

ける立場について、中会は承認する。中会は、中会伝道局に以下の権限を与えることができる。すなわち、中会に代わって招聘について審査を行い、各個教会と教職者、伝道師、教職志願者との間に結ばれる関係を、中会会議の正式の承認の前に、暫定的に承認することである。

7.07 教職者、伝道師、教職志願者と各個教会との関係の解消は、両者がこれを求める時、あるいは一方が正当な理由をもって求める時、あるいは中会がその教会の益のために必要であるとみなす時、中会だけがこれをすることができる。

7.10 担任牧師および副・準牧師の就任

7.11 担任牧師及び副・準牧師の就任は、中会あるいは中会の委任委員会が行う。就任式では、その場にふさわしい説教、牧師と教会の関係についての短い説明、そして次の質問がされる。

教職者に向かって

- i 「あなたは、この教会の招聘に応じて、担任牧師（副・準牧師）の責任を引き受けることを心から願いますか」
- ii 「あなたが牧師の責任を引き受けるのは、神の栄光と教会の益を求める誠

実な願いに基づくものである、と信じますか」

iii 「あなたは、神の恵みにより頼み、神からいただく知恵と力によって、この教会の担任牧師（副・準牧師）としてその責務を全うし、神のみことばを説教し、また教え、病気の者や、困難の中にある者、死の床にある者、近親者を失った者を助け、教会の務めと証しを指導することを厳粛に約束しますか」

質問に肯定の答えがなされ、次の質問がされる。

長老に向かって

i 「あなたがたは、会衆の直接の代表として、担任牧師（副・準牧師）となるこの教職者と共に喜んで教会政治と会衆指導の責任を担いますか」

ii 「教会憲法では、担任教職者と会衆に選ばれた長老とによって小会を構成することになっており、小会は会衆に対して牧会的配慮を行うものです。あなたがたは、この担任教職者と共に喜んでこのことを行いますか」

iii 「あなたがたは、指導者であり担任牧師であるこの教職者と共に、この教会のすべての働きについて率直かつ十分に分かち合い、教職者のために、また、教職者と共に祈り、この働きにおいて教職者を励ますことを約束しますか」

会衆に向かって

i 「あなたがたは、あなたがたが招聘したこの教職者を、この教会の担任牧師（副・準牧師）として受け入れることを心から願いますか」

ii 「あなたがたは、その働きに共にあずかるものとして、この教職者の牧会と伝道の働きを励まし、助けることを約束しますか」

iii 「あなたがたは、この教職者の教会における牧会と伝道の働きを支えるために、スチュワードシップと祈りをもって物心両面の援助を常にすることを約束しますか」

質問に肯定の答えがなされると、司式の教職者が次のように言う。

「私は今、_____が正規の手続きのもとに招聘を受け、神のことばにのっとり、またカンバーランド長老教会の教会政治に基づいて、この教会の担任牧師（副・準牧師）に就任したことを宣言します。それゆえ、_____には、主にあって、あらゆる援助と励ましと名誉とが与えられなければなりません。父と子と聖霊のみ名によって。アーメン」

次に、司式の教職者、またはそのために立てられた者が、担任牧師（副・準牧師）と会衆に対して、両者の間に結ばれた契約が全うされるよう適切な勧めをする。次に司式の牧師は、祈りをもって両者を神の恵みと神の聖なる加護のもとに委ねる。

8.00 大会

8.1 大会は、少なくとも 3 中会からなる所定地域内の教職者と同地域内の教会の小会を代表する長老たちによって構成される。

8.2 大会への代表は、次のいずれかの方法で送ることができる。

a) 全教職者、および中会内の各教会から、活動会員 300 名につき、1 名の長老を代議員とする。

b) 各中会が活動会員数 1000 名につき、1 名の長老と 1 名の教職者を中会指名代議員とする。長老代議員が複数の場合は、異なる教会から選ばれる。

8.3 指定された時と場所で開催される大会は、定足数の 6 名（教職者と小会の代表者）の出席をもって議事に入ることができる。そこには少なくとも 1 名の教職者と 1 名の長老がいなければならぬ。また、少なくとも 3 中会からの代議員がいなければならぬ。

8.4 上訴または抗議を提出している中会からの代議員は、その問題に關して表決に加わることはできない。

8.5 大会は、次の事項について監

督し、責任を負う。

a) 中会から正規に送られてきた上訴、抗議、照会を審査し、決定する。

b) 中会の諸記録を点検し、規則に反するものがあればこれを補正し、中会が教会の政治に服し上位教会会議の指示に従うよう、実効のある対応をする。

c) 必要に応じて、中会を設立し、分割し、解散させる。

d) 大会が管轄する働きのために、人を任命する。

e) 予算を編成し、各中会の分担額を決める。

f) 全般的に、大会内の中会・小会・各個教会に関わることで、靈的な事柄に関する事、また、教会を高めると思われることは何事であれ、教会政治にのっとってこれに指示を与える。

g) 教会の資産とその用途について、訴えのある時は、調整を計る。

h) 管轄内の教会の繁栄と発展を促進するための方策を立てる。

i) 教会全体の益となるような方策を、総会に提案する。

8.6 大会は、その議事の十全で正確な記録を取り、それを総会の定例会議に提出して点検を受けなければならない。また大会は、通常、その管轄

区域内に起こる重要なすべての変化や教会の状況について報告しなければならない。また、総会の要請があるときはそのほかの情報を提供しなければならない。

書記が不在、死亡、あるいは業務不能の時は、会議定足数に相当する人数の人たちがこれを行う。このために、会議の少なくとも 30 日前までに、大会の名簿に記載されている、全教職者と小会とに通知しなければならない。

8.7 大会は、独自に定める日程により、2 年に 1 回開催される。予め定められている次回開催期日の以前に緊急の会議を開催する必要が生じた時は、議長が、少なくとも 3 中会の代表からなる 3 名の教職者と 3 名の小会構成員の文書による合意または要請に基づいて、臨時会議を招集しなければならない。議長が不在、死亡、あるいは業務不能の時は書記がこれを行う。招集に際しては、会議に指定された日時の少なくとも 30 日前に、大会名簿に記載されている全教職者と全各個教会の小会宛に、開催予定の会議で扱う案件を明示して、通知しなければならない。臨時会議においては、大会がそのために開催された特定の案件以外のものを取りあげてはならない。

8.8 何らかの理由で、大会会議が予定の日時に開催できなかった時は、議長が、事情の許すかぎりなるべく早く、通常の業務を処理するために、場所を指定して、会議を招集しなければならない。議長が不在、死亡、あるいは業務不能の時は書記がこれを行う。

9.00 総会

9.1 総会は、この教会の最高位の教会会議であり、一体において、所属するすべての各個教会を代表する。カンバーランド長老教会総会の名称のもとに、所属するすべての教会と教会会議の一致と平和と調和、そして相互信頼の絆を形作っている。

9.2 総会は、2年に1回、前もって決定された時と場所において開催され、次の比率による各中会の総会代議員によって構成される。

a) 活動会員（按手を受けた教職者を含む）が1名から1000名の中会は、1名の教職者と1名の長老を送ることができる。

b) 活動会員（按手を受けた教職者を含む）が1001名から2000名の中会は、2名の教職者と2名の長老を送ることができる。

c) 代表者数の活動会員に対する割合は、上記の比率で続く。

代議員になることのできる長老は、総会開催時に、小会の構成員でなければならない。

次回の定例総会前に緊急で会議の招集が必要な場合には、少なくとも5中会から、10名の教職者と10名の長老からなる20名の代議員の書面による

同意、または、要望をもって、総会議長が特別会議を招集する。議長が不在、死亡、あるいは業務遂行不能の場合は、書記がこれを行う。招集は、少なくとも、提案の会議開催の60日前までに、書面により、会議にて審議される案件を明記し、すべての中会書記、代議員、および、代替者宛に通知されなければならない。特別（臨時）会議では、開催目的以外の案件を処理してはならない。

9.3 少なくとも10名の教職者と10名の長老からなる20名以上の代議員が、指定の日と場所に集まった時、それは、案件処理の定足数となる。

9.4 総会は、次の事項に関して監督し、責任を負う。

a) 正規の手続きのもとに、下位の教会会議から提出されたすべての上訴、異議申し立て、照会の受理と決定。

b) 教会の大きな障害となる、教理上の誤りや生活における不道徳の立証。

c) 教理、訓練、教会の財産、教会憲法、の解釈に関するすべての論議についての裁定。

d) 総会の活動に必要な諸機関の設置と教派機関の働きの監督。

e) 総会に提出されたすべての事柄に関して、教会政治に合致した助言と指示を与えること。

f) 大会の記録の点検。

g) 下位の教会会議における教会政治の遵守に関する監督と、監査と上級権威による下位の教会会議が秩序に反する時はその矯正。

h) 予算の編成と各中会の分担金の指定。

i) 教会の繁栄、拡大の促進計画の立案。大会の設立、分割、解散。

j) 管轄下の働きのための要員の任命。

k) 分争のもとになるような議論や論争を、教会政治、訓練規定に基づいて解決すること。

l) この教会の教理と秩序に合致する他のキリスト教団体を、管轄下に受け入れること。また同様の権威を大会と中会に与え、それぞれがその地域内で、その教会会議の構成員とするのにふさわしい団体を受け入れるようにすること。

m) 全教会の活動の監督見守り。

n) 他の教会との交流。

o) 広く管轄下の全教会に、愛と、真理と、聖潔を拡めるための方策を推奨すること。

9.5 総会は、米国外の教会の宣教の働きと新教会開拓を推進するためには、米国外であり、かつ既存のすべて

の中会の治世の枠外にいる人々、牧師、教会に関連する事柄について、大会もしくは、その宣教を担う組織（按手を受けた教職者を用いている）に中会に変わり機能する権限を与えることができる。総会はその組織に教会的働きの監督と責任を与える。

9.6 何らかの理由で、総会が予定の日時に開催できなかった時は議長が、事情の許すかぎりなるべく早く、通常の業務を処理するために、場所を指定して、会議を招集しなければならない。議長が不在、死亡、あるいは業務遂行不能の場合は書記がこれを行う。この会議開催に際して、招集通知は、会議の少なくとも 60 日前までに、各中会書記宛に送付される。議長と書記の両方が不在、死亡、あるいは業務遂行不能の場合は、5 中会の 5 名の代議員によって、上述にならい、招集される。

10.00 諸教会間の関係

10.1 総会、大会、中会は、他の教会組織の総会、大会、中会、あるいはそれに相当する機関と協力することができます。また中会は、中会の教会あるいは機関が、他の教会組織の教会や機関と協力して、プログラムを企画しまた実施するのを許可することができます。このことは、非公式な形でなされることも、合同を含めて公式な形でなされることもある。

10.2 我々のものと同様の教会憲法の条項をもつ他の教会組織に属する各個教会が、我々の教会の中会に加入することを求めてきた場合、以下のことが満たされなければ、中会はその教会を受け入れてはならない。

a) その各個教会が、それを管轄する中会またはそれに相当する教会会議によって正式に脱退の手続きが取られていて、この脱退に関するいかなる抗告も、最終的に決着がつけられていること。

b) 受け入れ側と転出される側の双方の中会が、教会組織間の関係についての問題を処理する、それぞれの最高位のしかるべき教会会議の指導を仰いでいること。

ある各個教会が、上記の規定に基づ

いて、正式に脱退し、受け入れられた場合、それを受け入れた中会は財政上の事柄に関しては考慮する必要はない。ただし、財産が抵当に入っていたり、その他の債務がある場合、受け入れ中会が、そのすべての債務を引き受け、支払うことに同意する時は別である。

10.3 我々のものと同様ではない教会憲法の条項をもつ他の教会組織に属する各個教会、または単立教会が、我々の教会の中会に加入することを求めてきた場合、以下のことが満たされなければ、中会はその教会を受け入れてはならない。

a) その各個教会が、中会に相当する教会会議によって正式に脱退の手続きが取られていて、または、各個教会が最高決議機関をもつ教会においてはその機関が我々の教会との関係を求めることを認証しており、その教会に対する教会法上または民事上の審理中の告訴がないこと。

b) その教会が、健全な信仰に立っており、カンバーランド長老教会の教理と教会政治と実践を受け入れる希望をもっており、また、教職者と信徒と共に、少なくとも 2 年の試行期間に指

導を受けようとしているのを、中会が
調査によって確認していること。

試行期間中、その教会は、中会の監督のもと、あらゆる点においてカンバーランド長老教会として活動し、また、中会に公式の代表を送る。その教会の会員は、試行期間終了後に、上位会議の局において、また総会代議員として奉仕できるようになる。試行期間中に、中会あるいはその教会のいずれかがカンバーランド長老教会への順化状況に満足できない場合、書面による通知をもって、中会と各個教会の両者またはいずれかの、公式の投票の30日後に、関係が解消される。

10.4 アメリカ・カンバーランド長老教会の中会または大会と、カンバーランド長老教会の中会または大会
は、その管轄地域が同一である場合または同一にすることができる場合、両者に対して同等の関係をもつ合同の中会あるいは大会を設立することができる。

11.00 修 正

11.1 信仰告白・信仰問答・教会憲法・訓練規定・礼拝指針及び会議規定の修正案は、カンバーランド長老教会またはアメリカ・カンバーランド長老教会の総会に提出することができる。どちらかの総会が修正案を受理したならば、それはすべて、双方の総会での議決の準備のために、それぞれの常設司法委員会の5名の委員からなる修正に関する合同委員会に送られる。

11.2 信仰告白・信仰問答・教会憲法・訓練規定の修正案が、修正に関する合同委員会によって各々の総会に提出されたならば、各総会の建議に基づき、投票者の4分の3の賛成によって、各中会に移すことができる。ただし、すべての中会からの代議員からなる総会の全代議員の少なくとも75%の出席と投票がなければならない。

11.3 信仰告白・信仰問答及び訓練規定の修正は、次の場合に採択される。すなわち修正案が両総会から各中会へ移され、各々の総会を構成する中会の4分の3が賛成し、かつ両総会において承認の宣言がされた場合である。一つの中会の表決は、過半数によるものとする。

11.4 教会憲法の修正は、次の場合に採択される。

a) 両教会において、各総会を構成する中会の4分の3が賛成し、かつ両総会において承認の宣言がされた場合。各中会の表決は過半数による。

b) どちらか一方の教会において、総会を構成する中会の4分の3が賛成し、かつその総会において承認の宣言がされた場合。各中会の表決は、過半数による。この場合、その修正は、承認した教会の教会憲法にのみ適用され、却下した教会の教会憲法は従来通り変更されない。

c) 中会は、総会から修正の付託を受けたならば、付託された年度内に議決を行い、修正案が中会に送られた後最初に開催される総会のときまでにその結果を報告しなければならない。

11.5 礼拝指針または会議規定の修正は、次の場合に採択される。すなわち、各総会に登録されている全代議員の3分の2が賛成した場合である。ただし、その修正案は信仰告白と教会憲法の条文及び精神に反するものであってはならない。